

保育施設とは

保護者が働いている、又は疾病などのために、子どもを日中家庭で保育することができないとき、毎日一定の時間、保護者に代わって保育するところです。

幼児教育のため、小学校入学準備のため、集団生活を体験させるため又は下の子どもの保育に手がかかるなどの理由では入所の対象となりません。

市内にある認可保育所は、児童福祉法の基準に沿った入所定員、保育士数、施設の規模などにより運営されており、公立・私立ともに申込み受付や入所の決定、利用者負担額（保育料）の徴収などは常総市が行います。副食費の徴収は、公立は常総市、私立は各施設が行います。

また、市内にある認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設です。2・3号認定（保育所部分）の申込み受付や入所の決定は常総市が行い、利用者負担額（保育料）・副食費等の徴収などは認定こども園が行います。1号認定（幼稚園部分）の入園は、直接施設にお申込みください。

※ この案内では、保育所・保育園・認定こども園の保育部分・地域型保育事業を保育施設としています。

入所申込みができる方

常総市内に住所があり集団保育が可能な子どもで、父母のそれぞれが次のいずれかの事情にある場合に限ります。

- 1 いつも居宅外で、労働している場合
- 2 いつも居宅内で、家事以外の労働をしている場合
- 3 妊娠中であるか、又は出産後間がない場合
（出産予定日8週間前の日が属する月の初日から、出産日から起算して8週間が経過する翌日が属する月の末日までの期間入所となります。）
- 4 病気又は精神若しくは心身に障がいがある場合
- 5 長期にわたり常時病人や心身障がい者（申込みのお子さんを除く。）の介護をしている場合
- 6 震災・風水害・火災・その他の災害の復旧に当たっている場合
- 7 父母が学生又はそれに準ずる場合（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
- 8 起業の準備を含む求職活動を継続的に行っている場合（入所後3か月以内の就労開始が条件となり、3か月経過しても就労開始とならない場合は退所となります。）
- 9 虐待やDVのおそれがある場合
- 10 育児休業取得時に、既に常総市内の認可保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合

教育・保育給付認定申請と入所申込みについて

- ・保育施設及び幼稚園に入所（園）を希望される方は、市から教育施設・保育施設を利用する資格があることの認定を受ける必要があります。この認定を教育・保育給付支給認定といいます。
- ・認定申請書と入所申込書は一体となっており、まとめて手続きを行います。

・入所が決定した方に教育・保育給付支給認定証が交付されます。

入所申込みの提出先は次のとおりです。

利用希望施設	申請書の提出先
保育所・保育園・認定こども園（2・3号）・地域型保育事業所※1	こども課
認定こども園（1号）・幼稚園	各施設

※1 地域型保育事業とは、少人数の単位で0～2歳の子どもの保育する事業です。

教育・保育給付支給認定の内容について

認定内容は次の項目から成り立ち、状況に応じて利用施設や利用時間が設定されています。

項目	内 容			
認定区分	子どもの年齢と、利用施設による区分です。			
	認定	保育の必要性	最低就労時間	利用施設
	1号認定	なし	規定なし	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）
	2号認定	あり	月64時間以上 （1日4時間以上 かつ月15日以上）	・保育所・保育園 ・認定こども園（保育所部分）
3号認定	・保育所・保育園 ・認定こども園（保育所部分） ・地域型保育事業			
保育必要量	就労時間・送迎時間・その他の事情を考慮して決定します。			
	時間	基本利用時間	対 象	
	教育標準時間 （1号認定）	各幼稚園の 開園時間	・規定なし	
	保育短時間 （2・3号認定）	施設の定める 8時間の範囲内	・就労時間が月120時間未満の場合 ・就職活動中、育児休業中の場合	
保育標準時間 （2・3号認定）	施設の定める 11時間の範囲内	・就労時間が月120時間以上の場合 ・出産、疾病、介護等のため入所している場合 ・保育短時間の対象に該当するが、やむを得ない事情により、保育標準時間での利用が必要と認められる場合		
	注意事項			
	<ol style="list-style-type: none"> 1 就労時間は、父母のうち就労時間が短い者に準じます。 2 どの認定でも、各施設が個別に定めている基本利用時間の範囲を超える場合は延長保育となり、延長料金が発生する場合があります。各施設の保育時間については認可保育施設一覧表（14ページ）をご覧ください。延長料金については、各施設に直接お問い合わせください。 3 就労時間が月120時間未満で、やむを得ない事情により保育標準時間での利用を必要とする場合は、こども課にご相談ください。 （例：勤務時間帯が早い・遅い、シフト勤務、残業が多い。） 4 保育標準時間の対象者は、保育短時間の認定を希望することも可能です。 			
保育を必要とする理由	就労、妊娠・出産、疾病・障がい、介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、育児休業、その他のいずれか。※ 1号認定の方は必要ありません。			
認定期間	生年月日や保育を必要とする事由によって個別に設定されます。			

教育・保育給付支給認定の変更について

保育必要量、保育を必要とする事由、認定期間を変更する必要がある場合は、教育・保育給付支給認定の変更申請を行ってください。（例：産休・育児休業を取得する、退職して求職活動に入る。）手続きについては、こども課にお問い合わせください。

保育施設を利用する時間が変わるときは、必ず事前に保育施設に連絡してください。

教育・保育給付支給認定証の再交付について

教育・保育給付支給認定の有効期間内において、教育・保育給付支給認定証を破損又は紛失した場合、再交付の申請があれば再交付できます。申請書と破損した教育・保育給付支給認定証を提出してください。

教育・保育給付支給認定証の返還について

次の場合には、市に教育・保育給付支給認定証を返還してください。

- 1 認定期間の終了や認定内容の変更により、認定証が無効になったとき。
- 2 保育を必要とする事由がなくなり、2・3号認定に該当しなくなったとき。
（家庭保育となるため、保育施設は退所になります。）
- 3 保護者が常総市外へ転出したとき。
- 4 教育・保育給付支給認定証再交付後に、紛失した教育・保育給付支給認定証を発見したとき。

延長保育について

保育施設	内 容
公立保育所	延長保育を希望する場合は、利用開始日までに保育所に申請が必要です。詳細については、入所保育所にお問い合わせください。
私立保育園 認定こども園 地域型保育事業	直接各施設にお問い合わせください。

※ 原則、短時間保育の認定の方は延長保育を利用できません。

申込みに必要な書類

次の①～⑦の書類を提出及び持参してください。（市ホームページからダウンロードできます。）

必要書類・受付時に必要なもの	部 数
①「教育・保育給付認定・変更申請書」 「保育利用申込書兼保育必要量認定申請書」 ※ 上記2つの様式は、1枚の用紙にセットになっています。	子ども一人につき1部
②「家庭状況調査書」	子ども一人につき1部
③「児童の健康状況調書」	子ども一人につき1部
④「保育施設利用確認書」	子ども一人につき1部
⑤「保育が必要なことを証明する書類」 （次ページ（4ページ）の表から該当する書類）	子ども一人につき1部 （父母1部ずつ） ※2人目以降はコピー可
⑥ 家族全員の個人番号がわかるもの	
⑦ 窓口にお越しになる方の本人確認ができるもの（運転免許証等）	

※ 保護者(父母)以外の方が窓口にお越しになる場合は、「委任状」及び「代理人の方の本人確認ができるもの」が必要となります。

保育が必要なことを証明する書類一覧（市ホームページからダウンロードできます。）

保護者の状況	必要書類	認定期間	注意事項・追加添付書類
① 就 労 (勤務者の場合)	「就労証明書」	小学校入学までの 必要な期間	就労時間について ・月64時間以上（1日4時間以上かつ月15日以上）の就労時間であること。 育児休業中の場合 ・入所後、1か月以内に復職すること。 勤務予定者の場合 ・入所後、1か月以内に勤務を開始すること。
② 就 労 (育児休業中で復職予定の場合)※1	「就労証明書」 (復職後1か月以内に再度「就労証明書」を提出)		
③ 就 労 (勤務予定者の場合)※2	「就労証明書」 (勤務開始後1か月以内に再度「就労証明書」を提出)		
④ 自営業 農 業 内 職 就 学	「自営業・農業従事 申告書兼就学申告 書兼内職証明書」		就学について ・「在学証明書の写し」又は「学生証の写し」及び「カリキュラム等」を添付 ・1日6時間以上かつ月15日以上の在校であること。
⑤ 求職活動 ※3	「求職活動申告書」	3か月間	認定期間内に就職ができない場合は、退所となります。
⑥ 妊娠・出産 ※4	「療養・看護・介護 状況申告書」	産前：出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から 産後：出産日から8週間後の日が属する月の末日まで	「母子手帳の写し」(表紙、出産予定日のわかるページ)を添付
⑦ 疾病・障がい ※5		診断書・手帳等により必要とする期間	「診断書」又は「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」・「障害年金証書」などの写しを添付
⑧ 看護・介護 ※5			「診断書」又は「介護保険被保険者証の写し」を添付
⑨ 虐待・DV		小学校入学までの 必要な期間	
⑩ 災害復旧	被災状況が分かるもの		
⑪ 育児休業 (継続利用者のみ)	「保育施設継続利用 意向確認書」	生まれた子どもが満1歳となる年度の年度末までの期間	利用保育施設からの配布となるため、市ホームページからはダウンロードできません。

※1 ②の方は復職日から1か月以内に再度就労証明書の提出がなければ、勤務をしておらず家庭保育可能と判断して退所となります。

※2 ③の方は勤務開始後から1か月以内に再度就労証明書の提出がなければ、勤務をしておらず家庭保育可能と判断して退所となります。

※3 ⑤の方は認定期間内（3か月間）に就職ができない場合は、家庭保育可能と判断して退所となります。

※4 ⑥の方は産前産後のみのお預かりとなり、産後8週の翌日が属する月の末日で退所となります。継続して入所を希望する場合は、認定変更申請の手続きが必要となります。出産日より退所日が異なりますので、**出産後は必ずこども課に連絡してください。**

※5 ⑦、⑧のお申込みの方で診断書を提出された方は、診断書の期間内での認定となります。疾病や介護等が長引く場合は、**認定期間内に再度新しい期間の診断書の提出が必要です。**

【注意】

証明書等の有効期間は、証明日から3か月以内となります。証明日から3か月を超えている場合は、再度取得してください。

申請書類記入の際は、鉛筆やこすると消えるペンでの記入はしないでください。

4月入所（年度当初）の申込みについて

令和5年4月に新規入所を希望される方は、次の期間及び場所において行われる申込みを必ず行ってください。ご提出いただいた書類について聞き取りをしながら受付しますので、郵送による申込みはできません。

1 申込み期間

第1次申込み	令和4年11月7日（月）～ 令和4年11月18日（金）	通知予定	1月下旬
第2次申込み	令和4年11月21日（月）～ 令和5年1月31日（火）	（内定者のみ）	2月下旬

※ 求職活動による方の申込みは、第2次申込み期間からの受付となります。

※ 審査・調整の状況によって、上記の通知時期より結果の通知が遅くなる場合があります。最終審査結果は、3月上旬頃になる場合もございます。

広域入所（市外在住の方）による申込み期間【必着】 ※詳しくは7ページをご覧ください。

第1次申込み	令和4年11月1日（火）～ 令和4年11月18日（金） 必着	通知予定	2月下旬
第2次申込み	令和4年11月21日（月）～ 令和5年1月31日（火） 必着		

※①継続して常総市内施設の利用を希望の方、及び②3月末までに常総市に転入予定の方は、第1次申込み期間で申請してください。それ以外の方は、第2次申込み期間からの受付となります。

2 入所決定までの流れ

第1次申込みの方を選考し、入所者を決定します。残りの枠で第2次申込みの方の選考を順次行います。選考結果は、郵送により通知します。

3 申込み場所

場 所	時 間
常総市役所 こども課	8:30～17:00（土日祝日を除く。）
石下庁舎暮らしの窓口課	8:30～17:00（土日祝日を除く。）

4 注意事項

- (1) 入所日は原則4月1日となります。育児休業明けの方や月途中勤務開始の方で4月に入所する場合は、『4月中に復職又は勤務開始することが条件』です。4月30日までに復職又は勤務開始しなければ退所となります。
- (2) 復職日又は勤務開始日が5月中の方は、5月入所での申込みとなります。
- (3) ならし保育は入所日から始まるため、4月入所の場合は、3月からのならし保育はできません。
- (4) 第2次申込み期間までに申込みをされていない方は、4月からの入所はできません。
- (5) 4月入所の募集人数は、前年度からの継続入所者数などにより変動するため、お知らせできません。保育施設の定員数が募集人数となるわけではありませんのでご注意ください。
- (6) 申込みを取り下げる場合は、保育施設利用申込取下届及び支給認定申請取下届兼保育施設利用辞退届を提出してください。
- (7) 内定後に辞退する場合は、保育施設利用申込取下届及び支給認定申請取下届兼保育施設利用辞退届を提出してください。入所保留通知は発行できません。転所申込みの方が

転所先の内定を辞退した場合、元の保育施設には別の方が入所しますので、元の保育施設には戻れず退所となります。

- (8) 育児休業中で申込みをされた方は、4月中に復職し、復職後1か月以内に就労証明書を提出してください。勤務予定で申込みをされた方は、4月中に勤務を開始し、勤務開始後1か月以内に就労証明書を提出してください。
- (9) 入所保留となった方でも、年度内であれば翌月以降も入所審査しますので、再度申込みをしていただく必要はありません。
- (10) 申込み前に希望保育施設の見学をすることをおすすめします。見学については、各保育施設に直接お問い合わせください。
- (11) 申込み後、保育にあたれない状況や保育状況、家庭状況に変更があった場合は、その都度、証明書の提出又はご連絡をお願いします。

4 月入所以外の申込み（年度途中入所）について

1 申込みから入所までの流れ

時 期	内 容	備 考
入所月の前々月中	入所申込み期間	
入所月の前月5日前後	審査・空き状況更新	
入所月の前月10日前後	結果通知	内 定 者＝内定通知書 入所保留者＝入所保留通知書（初回のみ） ※入所保留の方は継続して選考します。 年度内は再度申込みをする必要はありません。
入所月の前月15～25日	入所前面談、健康診断（内定者のみ）	施設との面談の結果、 集団保育が可能と判断された場合、入所承諾 となります。 ⇒後日、入所承諾書（認定こども園・小規模保育施設を除く）を郵送します。
入所月初日（1日）	入所	

2 申込み場所 ※ 郵送による申込みはできません。

場 所	時 間
常総市役所こども課	8:30～17:00（土日祝日を除く。）
石下庁舎暮らしの窓口課	8:30～17:00（土日祝日を除く。）

3 注意事項

- (1) 入所日は入所月の月初め（1日）となります。育児休業明けの方や月途中勤務開始の方で入所する場合は、入所月中に復職又は勤務開始することが条件です。**入所月末までに復職又は勤務開始しなければ退所となります。**
- (2) 月初め（1日）に復職又は勤務開始であっても、1日からの入所となるため前月からならし保育はできません。
- (3) 申込み書類を提出後、希望保育施設を変更する場合は、締切日前（申込みをした月の月末）までにこども課にご連絡ください。
- (4) 申込みを取り下げる場合は、保育施設利用申込取下届及び支給認定申請取下届兼保育施設利用辞退届を提出してください。
- (5) 内定後に辞退する場合は、保育施設利用申込取下届及び支給認定申請取下届兼保育施設利用辞退届を提出してください。入所保留通知は発行できません。
- (6) 育児休業中で申込みをされた方は、入所月中に復職し、復職後1か月以内に就労証明書を

提出してください。勤務予定で申込みをされた方は、入所月中に勤務を開始し、勤務開始後1か月以内に就労証明書を提出してください。

- (7) 入所保留となった方でも、年度内であれば翌月以降も入所審査しますので、再度申込みをしていただく必要はありません。
- (8) 申込み前に希望保育施設の見学をすることをおすすめします。見学については、各保育施設に直接お問い合わせください。
- (9) 申込み後、保育にあたれない状況や保育状況、家庭状況等に変更があった場合は、その都度、必要書類の提出又はご連絡をお願いします。
- (10) **入所月が12月以降（12月～翌年3月入所）のお子様**については、翌年4月からの転所はできません。あらかじめご了承ください。

利用調整について

利用調整とは、2・3号認定の申込者数が希望保育施設の受け入れ可能な人数を超えている場合、次のとおり市が定める選考基準に基づき選考を行うものです。

利用調整の方法	就労状況や世帯の状況について、それぞれ点数化して総合的に判断し、保育の必要性が高い優先度順に決定をします。
利用調整の時期	毎月5日前後に実施します。※ 新年度一括受付分は別途実施します。
利用調整の結果通知	市から郵送で通知します。
利用調整の対象期間	利用が決定しなかった場合、認定期間内であれば年度内（3月利用開始分まで）の利用調整の対象となります。

広域入所の手続きについて

1 市外から常総市の保育施設への申込み（転入せず市外から通う方）

申込み先	お住まいの市町村の保育担当課窓口
必要書類	① お住まいの市町村の申込書類 ② 常総市での必要書類
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入所承諾となった場合、承諾期間は最長で年度末までです。翌年度も入所を希望される場合は、選考を行うため再度申込が必要です。 ・※ 新規申込み扱いとなるため、継続利用できない場合もあります。 ・以下のいずれかの条件に該当する方のみ受入対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 常総市が保護者のいずれかの勤務地であること。 ② 常総市に出産のため里帰りする方であること。 (産前産後8週のみ利用可能です。)

2 市外から常総市の保育施設への申込み（常総市に転入予定の方）

申込み先	お住まいの市町村の保育担当課窓口
必要書類	① お住まいの市町村の申込書類 ② 転入に関する申立書 ③ 不動産売買契約書又は賃貸借契約書等の写し ④ 常総市での必要書類
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の条件に該当する方のみ受入対象となります。 常総市に転入予定であり、<u>利用希望月の前月末までに常総市に住民登録を行う方</u> ・入所の内定、保留に関わらず転入後はこども課にて常総市の様式で入所申込書を記入してください。入所日前にこども課で入所申込書の書き換えを行わない場合、入所が決定していても取消となります。

3 常総市から他市町村の保育施設への申込み（転出せず常総市から通う方）

申込み先	常総市こども課窓口
必要書類	① 常総市の申込書類 ② 希望する保育施設が所在する市町村での必要書類
注意事項	申込みの前に、希望する保育施設が所在する市町村の保育担当課へ次の事項を必ずご確認ください。 ・申込締切日 ・必要書類 ・他市町村からの申込み制限 ・申込みの際の注意点

利用者負担額（保育料）及び副食費について

0～2歳の利用者負担額（保育料）・副食費は、両親の市区町村民課税状況、お子様の年齢等により決定します。4～8月分の利用者負担額（保育料）・副食費は令和4年度、9月分以降は令和5年度の市区町村民税の課税状況等が反映されます。利用者負担額（保育料）の詳細は、令和4年度利用者負担額一覧表（保育料）（11ページ）をご覧ください。副食費は、次のとおりとなります。

副食費について

保育施設	金額
公立保育所	月額：4,500円
民間施設	利用する施設ごとに異なりますので、各施設へご確認ください。

【注意事項】

- 公立保育所の利用者負担額（保育料）・副食費、私立保育園の利用者負担額（保育料）については、常総市が徴収しており、原則として口座引落としで納入いただきます。入所後、口座振替依頼書を指定の金融機関に提出してください。
私立保育園の副食費、認定こども園・地域型保育施設の利用者負担額（保育料）・副食費については、各保育施設から直接ご案内します。
- 入所については月初めから、退所については月末となります。
- 欠席した分の利用者負担額（保育料）・副食費については、減額されません。
- 両親がともに非課税の世帯は、祖父母等の市区町村民税を合算して利用者負担額（保育料）・副食費算定に用いる場合があります。詳細はこども課までお問い合わせください。
- 3号認定子ども（2歳児）が年度途中で満3歳の年齢到達により2号認定子ども（3歳児）となった場合でも、年度内は利用者負担額（保育料）がかかります。翌年4月から利用者負担額（保育料）が無償化となりますが、副食費が発生します。

利用者負担額（保育料）及び副食費の納入について

1 納入先

費目	施設形態	公立	私立
利用者負担額 （保育料）	公立保育所・私立保育園	常総市	常総市
	認定こども園・地域型保育事業		各施設
副食費	公立保育所・私立保育園	常総市	各施設
	認定こども園・地域型保育事業		各施設

2 納入方法

納入先	方法
常総市	原則、毎月口座振替
各施設	利用する施設ごとに異なりますので、各施設へご確認ください。

3 利用可能金融機関

(公立保育所の利用者負担額(保育料)・副食費、私立保育園の利用者負担額(保育料)に該当する方のみ)

金融機関名	①常陽銀行 ②筑波銀行 ③三井住友銀行 ④東日本銀行 ⑤茨城県信用組合 ⑥結城信用金庫 ⑦中央労働金庫 ⑧常総ひかり農業協同組合 ⑨ゆうちょ銀行
-------	---

利用者負担額(保育料)・副食費の滞納について

- ・利用者負担額(保育料)・副食費の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方や、入所できずに待機している方に対する公平性に欠け、安定した保育の運営を妨げる要因につながります。
- ・利用者負担額(保育料)・副食費を滞納した場合は、児童手当からの徴収、財産(不動産、預金、給与等)差押滞納処分の対象となります。

ならし保育について

乳幼児は環境や生活の急激な変化に適応しにくいものです。分離不安、情緒不安、恐怖心、心身の疲労を和らげ、徐々に集団生活に慣らすため、ならし保育(短時間の保育)を実施しています。ならし保育期間は、入所後平日8～10日間程度を目安としています。入所直後から長時間預けることはできません。転所の方のならし保育の実施については、各保育施設によって異なりますので各保育施設に直接お問い合わせください。

※ ならし保育期間中は、次の日数・時間を目安として保育時間を延ばしていきませんが、お子様の状況により時間の変更や期間を延長する場合があります。(公立保育所の例)

0～2歳児		3～5歳児	
日数	0～2歳児	日数	3～5歳児
1～2日目	10:00まで	1日目	10:30まで
3～4日目	10:30まで	2～3日目	11:30まで
5～6日目	11:30まで	4日目	14:30まで
7～8日目	14:30まで	5日目	16:30まで
9日目	15:30まで		
10日目	16:30まで		

入所後に出産し、育児休業を取得する方

育児休業取得開始時、兄弟が既に入所中の場合は、育児休業対象の子どもが1歳の誕生日を迎える年度の年度末(3月末日)まで、上の子どもを保育施設に入所させることができます。それ以降は復職しなければ入所することはできません。

退所手続きについて

保育施設に預ける必要がなくなった、常総市外に転出されるなどの理由により保育施設を退所される方は、保育施設退所届を記入し、こども課に提出してください。

転所手続きについて

市内の保育施設を利用中の方が、市内の別の保育施設への転所を希望する場合の手続きは、次のとおりです。

転所可能時期	年度切替のときのみ（4月1日から）
転所手続き方法	毎年10月頃に利用中の施設を通して次年度も継続して利用するかの調査を行います。調査時にお渡しする 保育施設継続利用意向確認書 に記入し、こども課に提出してください。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・転所が決定した場合は、現在利用している保育施設には戻れません。 ・転所ができなかった場合は、現在利用している保育施設を引き続き利用可能です。 <p>※ 4月1日時点で市外在住になる方は、現在利用している保育施設を利用できない場合があります。</p>

現況届の提出について（継続入所確認）

子ども・子育て支援法の規定により、毎年度現況届の提出が必要になります。毎年6月頃、保育施設を利用する保護者に対し、認定事由の確認のために、就労状況等の調査を行っています。保育が必要なことを証明する書類（4ページ）を再度取得し、現況届と一緒にご提出ください。**入所要件を満たさない場合や、提出がない場合又は提出した内容に虚偽がある場合は退所していただくこととなります。**詳細については、別途通知します。

※ 証明書等の有効期限は証明日より3か月間としています。3か月を超えている証明書については、再度取得してください。

各種変更の手続きについて

次の事項に変更が生じた場合には、手続きが必要となりますので、交付した認定証と必要書類を提出してください。

変更内容	必要書類
利用申込みの取下げ又は利用内定を辞退したいとき。	「保育施設利用申込取下届及び認定申請取下届兼保育施設利用辞退届」
利用している保育施設を辞めるとき。	「保育施設退所届」又は「教育・保育施設利用変更届」
保育の必要量を変更したいとき。	「認定(変更)申請書」及び「保育が必要なことを証明する書類」
求職活動で申込みをし、就労が決まったとき。	
仕事に変更があったとき。	「保育が必要なことを証明する書類」 ※ 保育必要量の変更が伴う場合には「認定(変更)申請書」も必要となります。
母が出産し、育児休業に入るとき。	「認定(変更)申請書」及び「就労証明書」又は「再雇用証明書」
就労で申込みをし、勤務先を退職したとき。	内容により、必要書類が異なりますので、こども課までご連絡ください。
母が妊娠し、勤務先を退職したとき。	
離婚調停を申立て、別居を始めたとき。	
家族構成に変更があったとき。	

令和4年度 利用者負担額一覧表（保育料） ※ 3号認定（0～2歳児クラス）のみ対象

各月初日の認定子どもが 属する世帯の階層区分		多 子 軽 減		利用者負担額			
				3号認定子ども			
階層 区分	定 義	一般 世帯	ひと り親	一般世帯		ひとり親等世帯	
				保育標準 時 間	保育短 時 間	保育標準 時 間	保育短 時 間
第1階層	生活保護世帯	多 子 カ ウ ン ト 年 齢 制 限 な し	多 子 カ ウ ン ト 年 齢 制 限 な し	0円	0円	0円	0円
第2階層	市区町村民税 非課税世帯			0円	0円	0円	0円
				0円	0円	0円	0円
第3階層	市区町村民税 均等割課税世帯			14,000円	13,800円	6,500円	6,400円
				7,000円	6,900円	0円	0円
第4階層	市区町村民税 所得割課税額 48,600円未満			17,300円	17,000円	8,150円	8,000円
				8,650円	8,500円	0円	0円
第5階層	市区町村民税 所得割課税額 57,700円未満			21,400円	21,000円	9,000円	9,000円
				10,700円	10,500円	0円	0円
第6階層	4月分から8月分 については前年度 分、9月分から3 月分については当 該年度分の市区町 村民税の額が次の区 分に該当する世帯			21,400円	21,000円	9,000円	9,000円
				10,700円	10,500円	0円	0円
第7階層	市区町村民税 所得割課税額 77,101円未満	26,400円	26,000円	9,000円	9,000円		
		13,200円	13,000円	0円	0円		
第8階層	市区町村民税 所得割課税額 97,000円未満	26,400円	26,000円	26,400円	26,000円		
		13,200円	13,000円	13,200円	13,000円		
第9階層	市区町村民税 所得割課税額 169,000円未満	33,000円	32,400円	33,000円	32,400円		
		16,500円	16,200円	16,500円	16,200円		
第10階層	市区町村民税 所得割課税額 240,000円未満	40,400円	39,700円	40,400円	39,700円		
		20,200円	19,850円	20,200円	19,850円		
第11階層	市区町村民税 所得割課税額 301,000円未満	47,000円	46,200円	47,000円	46,200円		
		23,500円	23,100円	23,500円	23,100円		
第12階層	市区町村民税 所得割課税額 397,000円未満	57,700円	56,700円	57,700円	56,700円		
		28,850円	28,350円	28,850円	28,350円		
第13階層	市区町村民税 所得割課税額 397,000円以上	57,700円	56,700円	57,700円	56,700円		
		28,850円	28,350円	28,850円	28,350円		

- ※1 上段は第1子カウントの金額で、下段は第2子カウントの金額になります。（第3子以降については0円）
- ※2 3号認定子どもが年度途中で満3歳に到達し、2号認定子どもとなる場合において、その利用者負担額は、その年度中は3号認定子どもの負担額を適用します。
- ※3 税額の計算にあつては、寄附金税額控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除の適用は受けられません。

常総市 教育・保育施設マップ
(認可施設のみ)

(令和4年10月1日現在)



○利用申込先

■ … 市役所窓口

□ … 各施設

認可保育施設一覧表（令和4年10月1日現在）

区分	名称	所在地	電話番号 (市外局番 0297)	保育年齢	送迎 バス	平 日				土 曜	
						開園	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)	閉園	開園	閉園
公保	水海道第一保育所	豊岡町丙3362	24-0829	満1歳～5歳		7:30	7:30～18:00	8:30～16:30	18:00	水海道第六保育所 にて合同実施	
公保	水海道第二保育所	中妻町4146	22-7154	満1歳～5歳		7:30	7:30～18:00	8:30～16:30	18:00		
公保	水海道第三保育所	水海道高野町2081	22-2004	6か月～5歳		7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:30		
公保	水海道第四保育所	菅生町4711	27-0859	満1歳～5歳		7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:30		
公保	水海道第六保育所	小山人町186	23-3918	6か月～5歳		7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:30	7:00	18:30
私保	絹西保育園	坂手町986	27-2177	6か月～5歳	有	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00	8:00	17:00
私保	小貝保育園	上蛇町2112	22-9958	6か月～5歳	有	7:00	7:00～18:00	8:00～16:00	19:00	8:00	17:00
私保	さくら保育園	岡田339	42-5912	6か月～5歳		7:00	7:00～18:00	8:00～16:00	19:00	8:00	17:00
私保	東さくら保育園	本石下3762-1	42-6776	6か月～5歳		7:00	7:00～18:00	8:00～16:00	19:00	8:00	17:00
私保	みなみさくら 保育園	大生郷町801-1	44-7466	1歳～5歳 ※4月より6か月から受入れ		7:30	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30	さくら・東さくら 保育園にて実施	
私認	認定こども園 みつかいどう	水海道橋本町3346	23-1400	6か月～5歳	有	7:00	7:00～18:00	8:00～16:00	19:00	7:00	18:00
私認	認定こども園 二葉こども園	水海道天満町1712-7	22-3035	6か月～5歳		7:30	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30	7:30	15:30
私認	認定こども園 きぬ学園	羽生町946	24-4631	6か月～5歳		7:30	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30	8:30	17:30
私認	認定こども園 石下保育園	新石下1031	42-2300	6か月～5歳		7:15	7:15～18:15	8:30～16:30	19:15	7:15	17:00
私家	ぐーちょきパンパン 保育園	三坂町1029-1	090-6137-9414	6か月～2歳		7:30	/	8:30～16:30 (延長保育要相談)	18:00	/	/
私小	はじめのいっぽ 保育園	水海道橋本町3571-1	21-2426	6か月～2歳		7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00	8:30	16:30

【施設区分】

公保：公立保育所 私保：私立保育園 私認：私立認定こども園 私家：私立家庭的保育事業所 私小：私立小規模保育事業所

【注意事項】

- ・現在、公立保育所の適正配置を検討しています。第一保育所及び第二保育所は、令和9年度または令和10年度に『閉所 又は 小規模保育事業化』を予定しています。
- ・はじめのいっぽ保育園：3歳児からは認可外保育施設になります。
- ・早朝、延長の保育時間は、勤務状況等により決定します。
- ・民間保育施設では、延長保育等の場合、利用料やおやつ代等の費用を徴収することがあります。詳細は、施設に直接お問い合わせください。
- ・「認定こども園みつかいどう」、「認定こども園二葉こども園」及び「認定こども園きぬ学園」における1号認定の園児については、送迎バスがあります。